

[illegible]

至 令和 7 年 1 月 2 4 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和7年1月24日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期決定の件 |
| 日程第3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第4 | 承認第1号 | 専決処分した事件の承認について（令和6年度別海町一般会計補正予算（第5号）） |
| 日程第5 | 議案第6号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第1号 | 令和6年度別海町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第12 | 議案第2号 | 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第3号 | 令和6年度町立別海病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第4号 | 令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第5号 | 令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（役場庁舎南西面外壁改修工事） |
| 日程第17 | | 議員定数等調査特別委員会付議事件調査中間報告について |

○会議に付した事件

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期決定の件 |
| 日程第3 | | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第4 | 承認第1号 | 専決処分した事件の承認について（令和6年度別海町一般会計補正予算（第5号）） |

日程第 5	議案第 6 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 7 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 8 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 9 号	別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 10 号	第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 11 号	別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 1 号	令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 12	議案第 2 号	令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 13	議案第 3 号	令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 14	議案第 4 号	令和 6 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 15	議案第 5 号	令和 6 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 16	報告第 1 号	専決処分の報告について（役場庁舎南西面外壁改修工事）
日程第 17		議員定数等調査特別委員会付議事件調査中間報告について

○出席議員（15名）

1 番 市 川 聖 母	2 番 吉 田 和 行
3 番 高 橋 眞結美	4 番 伊 勢 徹
5 番 貞 宗 拓 雄	7 番 横 田 保 江
8 番 田 村 秀 男	9 番 小 椋 哲 也
10 番 外 山 浩 司	11 番 今 西 和 雄
12 番 松 原 政 勝	13 番 中 村 忠 士
14 番 佐 藤 初 雄	副議長 15 番 戸 田 憲 悦
議 長 16 番 西 原 浩	

○欠席議員（1名）

6 番 宮 越 正 人

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三	副 町 長 浦 山 吉 人
教 育 長 相 澤 要	総 務 部 長 伊 藤 輝 幸
福 祉 部 長 干 場 みゆき	保健生活部長 小 川 信 明
産業振興部長 佐々木 栄 典	建設水道部長 外 石 昭 博
教 育 部 長 宮 本 栄 一	会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕
病 院 事 務 長 三 戸 俊 人	農業委員会事務局長 川 畑 智 明

監査委員事務局長 竹 中 利 哉
 保健生活部次長 千 葉 宏
 産業振興部次長 小 野 武 史
 建設水道部次長 田 畑 直 樹
 総 務 課 長 寺 尾 真太郎
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 尾岱沼支所長他 大 坂 恒 夫
 老人保健施設事務長 渡 辺 久 利
 生活環境課長 上 田 健 一
 商工観光課長 堀 込 美 穂
 管 理 課 長 田 畑 直 樹
 病院事務課長 槇 木 直 人
 学校教育課長他 池 田 卓 也
 図 書 館 長 他 堺 啓
 総合政策課主幹 佐 藤 貴 也
 病院事務課主幹 大 森 圭 介

総 務 部 次 長 寺 尾 真太郎
 保健生活部次長 谷 村 将 志
 建設水道部次長 新 堀 光 行
 生涯学習センター長他 福 原 義 人
 総合政策課長 松 本 博 史
 西春別支所長他 小 村 茂
 福 祉 課 長 石戸谷 友 絵
 町 民 課 長 谷 村 将 志
 農 政 課 長 皆 川 学
 水産みどり課長 小 野 武 史
 上下水道課長 新 堀 光 行
 学務・スポーツ課長他 齋 藤 陽
 生涯学習課長 木戸口 誠
 総 務 課 主 幹 武 田 聖 士
 商工観光課主幹 上 杉 大 洋

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

1 5 番 戸 田 憲 悦
 2 番 吉 田 和 行

1 番 市 川 聖 母

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） 皆様おはようございます。

令和7年第1回別海町議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、何かと御多忙の中、また、天候不良の中、本臨時会に御参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、新たな年の幕が開かれましたが、社会経済を取り巻く環境は、円安による物価高の影響や、エネルギー価格の高騰に加え、少子高齢化の進展、地域の担い手不足など、依然として厳しい状況にあり、本町においても引き続き取り組まなければならない課題が山積しております。

このような中で新年を迎え、議会は町民の声を真摯に受け止め、第7次別海町総合計画の将来像である、「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち～いつも心に広がるふるさと べつかい～」を目標に、住んでみたい、住み続けたい、住んでいる人が幸せを感じるまち別海町の実現を目指していかなければなりません。

そのためにも、我々議員は、綱紀粛正を徹底し、本町の豊かな町政運営と、町政の発展に資するため、行政と十分に意思疎通を図りながら、建設的な議論を行い、地域振興施策の推進に努めるとともに、議会基本条例でうたっている政策議会を目指し、より一層努力しなければならないと改めて思うところであります。

どうぞ本年も、一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

それでは会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、報道関係者の写真撮影とパソコンの使用を許可しております。

庁舎内はナチュラルビズスタイル年間を通した働きやすい服装が実施されております。

議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げておきます。

また、議場内において、体調管理のために必要な水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから、令和7年第1回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、6番宮越議員であります。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番市川議員。

○1番（市川聖母君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明告

○議長（西原 浩君） 日程第3 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和7年第1回の臨時会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい、年始の時節柄ではございますけれども御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和7年に入りまして、3週間過ぎました。

幸い、今のところ大きな雪等はなくて、少し安心している1月ではございますけれども、インフルエンザが非常に流行っているという中で、やはり、コロナと一緒に対策をしっかりしていかなきゃならないなというような思いを持っております。

私も昨日まで、札幌に出てましたけれども、マスクを欠かさないように、しっかりと、感染しないような対策をいつも心がけている、そんな状況下でございます。

議員の皆様方も、ぜひ、お体に気をつけて感染されないように、皆さんが気を使っていただければ、そんなふうに願っております。

さてそれでは本日の臨時議会、これの提出案件でございますけれども、議案が11件、承認が1件、報告が1件でございます。

議案の第1号は、令和6年度の一般会計補正予算、これですけれども、物価高が非常に進んでる中で、政府の対策も決まりましたので、町としてもしっかりと、物価高騰に対する施策を進めていきたい、できるだけ早く取り組みたいということで、招集をしたわけでございます。

その物価高の影響を受けやすい、住民税非課税世帯に対する支援、物価高騰対応重点施策給付金、それから高齢者世帯等に対しての、既存の福祉灯油助成事業、これの上乗せとして助成します、福祉灯油家計応援助成金給付金事業を実施するほかに、起業化支援事業及び地域貢献中小企業支援事業、この事業費の精査によりまして、増額しまして、さらに、事業推進を進めていきたいというものでございます。

さらに、令和6年の人事院勧告が12月に行われましたので、これに伴う人件費等の精査によりまして、増額補正をするものでございます。

それから議案の第2号から11号につきましては、全てこれ、今申し上げましたように、

人事院勧告に伴う、人件費等の補正に関する議案でございます。

それから、承認第1号、専決処分した事件の承認について、これは、一般会計補正予算第5号でございますけれども、今年度堅調に推移しておりますふるさと応援寄附金、これでございますけれども、12月補正予算では、約150億に対応できる予算を議決していただいたところでございますけれども、その後、予算額を大幅に上回る寄附額の増加が見込まれましたために、緊急な補正予算の必要が生じました。

本来であれば、議会を招集し、議決を得る案件ではございますけれども、特に12月にその兆候が出てきたということで、緊急を要しまして、その時間的余裕がなかったために、専決処分させていただいたものでございます。

報告1号は、専決処分の報告についてです。

これは、役場庁舎南西面、これの外壁改修工事におきまして、工事内容の一部を変更する必要が生じまして、専決処分を行ったことから、その内容について御報告をするものでございます。

後ほど細かい内容につきましては、担当課長から説明・報告させていただきますので御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶と議案の概要の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております議案第1号から議案第11号までの11件と、承認第1号の併せて12件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第11号までの11件と、承認第1号の併せて12件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 承認第1号

○議長（西原 浩君） 日程第4 承認第1号専決処分した事件の承認について（令和6年度別海町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

承認第1号の内容説明をいたします。

議案の55ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

本専決処分につきましては、ふるさと納税において、12月の駆け込み寄附により、予算額を大きく超える状況となったことに伴い、12月30日付で予算の補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和6年12月30日、別海町長曾根興三。

内容につきましては、別冊にて、御説明いたします。

承認第1号別冊、令和6年度別海町一般会計補正予算書（補正第5号）の1ページをお開きください。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375億4,540万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

はじめに、歳入です。

18款、寄附金、1項で20億円の増。

歳入合計で、20億円の追加です。

次に、歳出です。

2款、総務費、1項で20億円の増。

歳出合計で20億円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ375億4,540万円とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。目の欄の補正額で説明いたします。

18款、寄附金、1項、1目、ふるさと応援寄附金20億円の増は、予想を超える寄附をいただいたことにより、3月補正までの間、必要となる見込額について増額するものです。

なお、12月末までの寄附額は、受付ベースで約164億円となっています。

7ページをお開きください。

次に、3の歳出です。こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

2款、総務費、1項、6目、企画費、ふるさと応援制度推進事業20億円の増は、寄附金の増額見込みに伴う返礼品送付経費や基金への積立金などを計上するものです。

なお、本補正に伴い、予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で、承認第1号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 承認第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第6号から日程第10 議案第11号まで

○議長(西原 浩君) 日程第5 議案第6号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6 議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7 議案第8号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8 議案第9号別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第9 議案第10号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10 議案第11号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての6件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○総務部次長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 総務部次長。

○総務部次長(寺尾真太郎君) 議案第6号から議案第11号までの6件は、関連がありますので、一括して、内容説明をいたします。

まず初めに、本年度の給与改正に関する経過について申し上げます。

人事院は、昨年8月8日、国家公務員の給与改定について、民間給与の動向を踏まえ、月例給で平均3%、特別給で0.1か月分、それぞれ引き上げるとともに、寒冷地手当の支給月額を引き上げつつ、支給地域を変更するほか、給与のアップデートとして、初任給の大幅な引上げと、給料表の切替え、配偶者に係る扶養手当の廃止と、子に係る扶養手当の増額、通勤手当の限度額の引上げと、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大、そして、定年前再任用短時間勤務職員と、暫定再任用職員への手当支給の拡大などを内容とする勧告を行いました。

これに基づきまして12月17日の臨時国会で、国家公務員給与関係の改正法案が成立したところです。

今回の本町の関係条例6件の改正につきましては、従来どおり人事院勧告の内容に沿って所要の改正を行おうとするものです。

また、別海町議会議員特別職及び教育長におきましても、12月に支給する期末手当について、人事院勧告に合わせまして、支給率を0.1か月分である100分の10を引き

上げる改正を行おうとするものです。

それでは議案内容の説明に入ります。

議案書では、議案第6号から議案第11号で、6ページから54ページにおいて改正文でお示ししておりますが、議案書による改正文の朗読は省略させていただきまして、各条例の改正説明は、以降全て議案資料により、説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

議案第6号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

1ページはその新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

第6条第2項第2号です。

12月に支給する期末手当の支給率を100分の10引上げ、現行の100分の315を、100分の325に改正するものです。

下段、附則といたしまして第1項では、「この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。」ものです。

附則第2項では、改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすとするものです。

議案第6号につきましては、以上です。

2ページにお進みください。

議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

2ページはその新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

第4条第4項第2号です。

特別職の12月に支給する期末手当の支給率を100分の10引上げ、現行の100分の250を100分の260に改正するものです。

下段、附則といたしまして、第1項は、議員の条例改正と同様、令和6年12月1日からの適用、そして、第2項も同様に、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすとするものです。

議案第7号につきましては、以上です。

3ページにお進みください。

議案第8号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

3ページは、その新旧対照表です。

第3条第4項第2号です。

教育長の12月に支給する期末手当の支給率を100分の10引上げ、現行の100分の250を100分の260に改正するものです。

下段、附則といたしまして、第1項は、議員や特別職の条例改正と同様、令和6年12月1日からの適用、そして、第2項も同様に、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすとするものです。

議案第8号につきましては、以上です。

4ページにお進みください。

議案第9号別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本改正条例は、改正の適用日の違いに加えて、過去の改正条例の改正があり、3条立てとして構成しております。

4ページ、表の左上、第1条関係は、令和6年4月1日から適用する改正。

次に、23ページからになりますけれども、23ページの表の左上、第2条関係は、令和7年4月1日から適用する改正。

そして少し飛びまして48ページにお進みいただきまして、表の左上、第3条関係になりますけれども、こちらのほうは、令和5年3月17日に公布いたしました改正条例の附則の改正として構成しております。

本改正条例につきましても、4ページから49ページにおいて新旧対照表でお示しておりますが、今回は、内容が多岐にわたりますので、50ページから54ページまでの説明資料により内容説明をいたします。

50ページにお進みください。

50ページ、説明資料の表は、改正する手当等の項目別にまとめたものとなっております。左から、改正項目、その右隣で改正を行う給与条例の関係条項、そして改正内容、適用年月日の順で示しております。

まず、改正項目、期末手当についてです。

改正内容の上段、第1条関係は、令和6年4月1日から適用する期末手当の12月期の支給割合の改定です。

6月期に変更はありませんが、12月期において100分の5を引上げ、100分の127.5、再任用職員につきましては、100分の2.5を引上げ、100分の71.25とするものです。

この引上げにより、年間支給割合の合計は100分の250、再任用職員につきましては100分の140となります。

次に改正内容の下段、第2条関係は、令和7年4月1日から適用する期末手当の6月期と12月期の支給割合の改定です。

先ほどの令和6年度分は、引上げ分を12月期に寄せて、年間支給割合の合計を100分の250、再任用職員については100分の140といたしましたが、令和7年度からは、年間支給割合は変わらないものの、6月と12月を均等にし、それぞれ100分の125、再任用職員については100分の70とするものです。

51ページにお進みください。

次に改正項目、勤勉手当です。

先ほどの期末手当と同様の改正になります。

改正内容の上段、第1条関係は、令和6年4月1日から適用する勤勉手当の12月期の支給割合の改定で、6月期に変更はありませんが、12月期において100分の5を引上げ、100分の107.5、再任用職員については、100分の2.5を引上げ、100分の51.25とするものです。

この引上げにより、年間支給割合の合計は100分の210、再任用職員については100分の100となります。

次に改正内容の下段、第2条関係は、令和7年4月1日から適用する勤勉手当の6月期と12月期の支給割合の改定です。

令和6年度分は引上げ分を12月期に寄せて、年間支給割合の合計を100分の210、再任用職員については100分の100としましたが、令和7年度からは、年間支給割合

は変わらないものの、6月と12月を均等にし、それぞれ100分の105、再任用職員については100分の50とするものです。

52ページにお進みください。

次に、改正項目、寒冷地手当です。

改正内容の上段、第1条関係は、令和6年4月1日から適用する寒冷地手当額の引上げで、表に示しておりますとおり、世帯主である職員で、扶養親族のある職員は2万6,380円から2万9,400円。

その他の世帯主である職員は1万4,580円から1万6,200円。

このいずれにも該当しないその他職員は、1万340円から1万1,500円とするものです。

次に改正内容の下段、第2条関係です。

人事院ではこのたび、最新の気象データをもとに、寒冷地手当の支給地域の見直しも、併せて行われており、本町は令和7年度から、級地区分が1級地から2級地に降級の変更となりました。

よって、前段、第1条関係で引き上げる寒冷地手当は、令和7年4月1日から、表に示すとおり、世帯主である職員で、扶養親族のある職員は2万9,400円から2万6,000円。

その他の世帯主である職員は1万6,200円から1万4,500円。

その他の職員は1万1,500円から9,800円とするものです。

53ページにお進みください。

次に改正項目、管理職員特別勤務手当です。

管理職員特別勤務手当の改正は、令和7年4月1日から適用となる、第2条関係の改正で、内容については、平日、深夜に係る支給対象時間帯について、現行の0時から午前5時を、午後10時から翌朝の午前5時とするものです。

次に改正項目、扶養手当です。

扶養手当の改正は、令和7年4月1日から適用とする、第2条関係の改正で、内容については、表右端に記載のとおり、配偶者に係る扶養手当を廃止する一方、子1人当たり、現行の1万円から1万3,000円に引き上げるものです。

なお、本則改正は、ただいま説明したとおりですが、太枠で示しております令和7年度においては、配偶者に係る扶養手当は、現行の6,500円から3,000円に、子1人当たりは現行の1万円から1万1,500円とする経過措置を、本改正条例の附則のほうで定めております。

附則の説明につきましては、最後に改めて行います。

またその下段になりますが、これまで給与条例第9条において定めておりました扶養手当の支給に関する事務手続等の規定、こちらにつきましては、規則に委任することとして削除し、条の繰上げ等、所要の改正を行うものとなっております。

次に、改正項目、通勤手当です。

通勤手当の改正は、令和7年4月1日から適用とする第2条関係の改正で、内容については、本町の職員に該当する者はありませんけれども、公共交通機関や有料道路を利用する場合の通勤手当の上限額を、15万円に引き上げるなど、所要の改正を行うものです。

54ページにお進みください。

次に定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員についての適用除外規定の改正で

す。

本改正は令和7年4月1日から適用とする第2条関係の改正で、内容については、これまで、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当の支給適用は除外となっておりましたが、近年人材不足が懸念される中、高齢層職員の能力及び経験の活用など、公務上の必要性による人事運用の変化が生じていることを背景に、令和7年度から、住居手当、特殊勤務手当、寒冷地手当を支給対象に含む改正を行うものです。

本改正項目は、関係条項の欄、給与条例本則第18条の5の改正となりますが、暫定再任用職員につきましては、令和5年3月17日の改正条例附則第3条第7項で適用除外規定を設けているため、本改正条例では、第3条として規定しております。

次に給料表の改正です。

まず、令和6年4月1日から適用とする第1条関係による給料表の改正ですが、給料表（一）、一般職で申し上げますと、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることなどを踏まえ、初任給については、大卒初任給を2万3,800円増の22万円に、高卒の初任給を2万1,400円増の18万8,000円に引き上げ、これを踏まえ、若年層に重点を置いて、上の級に向かって改定率を低減させる形で、平均改定率3%引き上げる改正をしようとするものです。

なお、給料表（二）から（四）についても、給料表（一）との均衡を基本に改正しようとするものです。

次の段、令和7年4月1日から適用とする第2条関係による給料表の改正につきましては、3級以降の初号近辺の号俸を削除して繰上げ、各級の初号の額を引き上げる改正をしようとするものです。

これは人事院による給与のアップデート施策の一環で、若手、中堅の優秀者層が早期に昇格した場合のメリットを拡大させるということを目的としております。

給料表につきましては、令和6年4月1日から適用する給料表は、資料の7ページから22ページ、令和7年4月1日から適用する給料表は、資料の32ページから47ページに新旧対照表により記載しておりますけれども、それぞれの給料表の額についての説明のほうは省略させていただきます。

改正項目につきましては以上となります。

資料の48ページにお戻りください。

49ページにわたりまして附則となります。

第1項、この条例は公布の日から施行するものとしますが、第2条及び第3条の規定並びに本附則の第4項及び第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

また、第2項ですが、第1条による改正後の給与条例は令和6年4月1日から適用するとするものです。

49ページにお進みください。

第3項は、給与の内払いの規定で、第1条改正後の規定を適用する場合は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の規定による内払いとみなすとするものです。

第4項は、号俸の切替え規定になります。

内容を要約いたしますと、先ほど、令和7年度から、給料表の号俸の改正を行う説明をいたしました。令和7年4月1日の切替日の前日において属していた旧号俸と、切替え後の新号俸は、附則別表の「号俸切替表」によって定めるとするものです。

号俸の切替表につきましては、議案書の41ページから50ページに定めておりますけれども、号俸ごとの切替え先の説明は省略させていただきます。

第5項は、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置です。

先ほど説明しましたとおり、給与条例本則では、配偶者に係る扶養手当を廃止する一方、子1人に当たりにおきましては現行の1万円から1万3,000円に引き上げるものですが、経過措置といたしまして、令和8年3月31日までの間は、廃止した配偶者を対象に加える規定を設けるとともに、廃止した配偶者に係る扶養手当は3,000円に、1万3,000円とした子1人当たりの扶養手当は1万1,500円とするものです。

最後に第6項は、規則への委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項につきましては、規則で定めるとするものです。

以上、議案第9号別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の説明は、以上となります。

続きまして55ページにお進みください。

次に、議案第10号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

55ページはその新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

本改正条例は、改正内容の適用日の違いによって、2条立てとしております。

まず、55ページ、表の左上、第1条関係は、令和6年4月1日から適用する改正となっております。

第7条期末手当の第2号の改正前100分の122.5を、改正後では、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5に、続く第7条の2、勤勉手当の第2号では、改正前100分の102.5を、改正後では、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5に改正しようとするものです。

56ページにお進みください。

次に56ページの表の左上、第2条関係は、令和7年4月1日から施行する改正となっております。

第7条、期末手当の第2号の改正前、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を、改正後では100分の125に、続く第7条の2、勤勉手当の第2号では、改正前、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては、100分の107.5を、改正後では100分の105に改正しようとするものです。

いずれも職員の支給割合と同様の改正となっております。

57ページにお進みください。

附則になります。

第1項では、「この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。」とするものです。

第2項では、第1条による改正規定は、令和6年4月1日に遡って適用するとするものです。

第3項では、改定前の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払いとみなすとするものです。

議案第10号については以上です。

５８ページにお進みください。

最後に、議案第１１号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

企業職員の給与の種類及び基準につきましては、地方公営企業法第３８条第４項の規定によって、条例を定め運用しているところですが、今回の人事院勧告による、別海町職員の給与条例の改正に合わせ、企業職員の管理職員特別勤務手当、扶養手当、定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の適用除外の規定についても、必要な改正を行うとするものです。

本改正条例は、給与の種類及び基準に関する改正と、過去の改正条例の改正の２条立てとしております。

それでは新旧対照表により説明いたします。こちら右が改正前、左が改正後です。

まず、５８ページ表の左上、第１条関係は、給与の種類及び基準に関する改正で、表の上段、第４条の２、管理職員特別勤務手当については、平日、深夜に係る支給対象時間について、別海町職員の給与条例の改正と同様、改正前の午前０時から午前５時を、午後１０時から翌日の午前５時にするほか、文言の精査等の改正を行うものです。

次に中段、第５条、扶養手当についても、別海町職員の給与条例の改正と同様で、改正前、第５条第２項第１号に定める対象者となっております配偶者を削除し、改正後において、以降の号を繰り上げるものです。

５９ページにお進みください。

第１６条の２、定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外規定についても、別海町職員の給与条例の改正と同様で、住居手当、特勤手当及び管理職手当の支給適用は除外となっておりますが、改正前の下線部、第６条、第１０条及び第１１条を改正後において削ることで支給対象とするものです。

６０ページにお進みください。

６０ページ表の左上、第２条関係は、令和５年３月１７日の改正条例附則の改正になります。

先ほどの定年前三任用短時間勤務職員と同様、暫定再任用職員についても、これまで住居手当、特殊勤務手当、寒冷地手当の支給適用は除外となっており、これは令和５年３月１７日改正条例附則第２項で定めておりましたが、改正前の下線部、第６条、第１０条及び第１１条を改正後において削ることで、支給対象とするものです。

附則になります。

第１項、「この条例は、令和７年４月１日から施行する。」とするものです。

第２項は、改正後の第５条の規定については、令和８年３月３１日までの間は廃止した配偶者を対象に加える、経過措置規定を設けるものです。

以上で議案第６号から議案第１１号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第６号から議案第１１号の６件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○１０番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） １０番外山議員。

○１０番（外山浩司君） 寒冷地手当についてですが、５２ページになります。

ほか多く値上げになってますが、引下げということで、別海町の位置づけが1級地から2級地に変わったということなんですが、どういう理由でこのようになったのか。

それについてお願いします。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 先ほども少々説明いたしましたけれども、最新の気象データとだけ申し上げましたけれども、詳細を申し上げますと、この道東ほか、全国的なですね、積雪量を主にベースに算定されているというふうにして理解しているところです。以上です。

○議長（西原 浩君） それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、各議案の討論・採決を行います。

議案第6号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

はい、それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時57分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第1号

○議長(西原 浩君) 日程第11 議案第1号令和6年度別海町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第1号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376億9,340万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

はじめに、歳入です。

15款、国庫支出金、2項で6,310万円の増。

19款、繰入金、1項で8,490万円の増。

歳入合計で、1億4,800万円の追加です。

次に、歳出です。

1款、議会費、1項で42万8,000円の増。

2款、総務費、1項で6,780万円の増。

3款、民生費、1項で500万円の増。

4款、衛生費、1項で8万6,000円の増。

7款、商工費、1項で500万円の増。

9款、消防費、1項で1,576万4,000円の増。

13款、給与費、1項で5,392万2,000円の増。

歳出合計で1億4,800万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ376億9,340万円とするものです。

3ページにお進みください。

第2表、繰越明許費補正で、1件を追加するものです。

2款、総務費、1項、総務管理費、物価高騰対応重点支援事業。

物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、物価高騰の影響を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、給付金を支給する事業で、年度内に完了しない見込みのため、金額を5,230万円として、繰越明許費を設定するものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

7ページをお開きください。

2の歳入です。目の欄の補正額で説明いたします。

15款、国庫支出金、2項、1目、総務費国庫補助金、6,310万円の増は、物価高騰対応重点支援事業の実施に当たり、必要となる経費の財源として、地方創生臨時交付金を見込むものです。

19款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金は、6,700万円の増です。

財政調整基金の残高についてですが、今回の財政調整基金繰入補正後の予算額、6億9,990万円を繰り入れた場合の、令和6年度末の残高は、8億3,992万4,000円となります。

10目、ふるさと応援基金繰入金、1,790万円の増は、物価高騰対応重点支援事業、福祉灯油・家計応援助成金給付事業や、起業家支援事業、地域貢献中小企業支援事業の財源とするため、増額補正するものです。

9ページをお開きください。

次に、3の歳出です。こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

1款、議会費、1項、1目、議会費、42万8,000円の増は、令和6年度人事院勧告に基づき、議員期末手当の支給月数を引き上げることに伴い、増額するものです。

10ページをお開きください。

2款、総務費、1項、17目、物価高騰対応重点支援事業費、6,780万円の増は、物価高騰対応重点支援事業の増額によるものですが、詳細につきましては、予算資料を用いて説明させていただきます。

併せてお配りしている、予算資料の4ページ、一般会計事業費調をお開きください。

予算資料4ページ、一般会計事業費調です。

上段の括弧書きが今回の補正額、下段は、補正後の額となっていますが、上段の補正額の欄で申し上げます。

2段目、物価高騰対応重点支援給付金給付事業5,230万円の増は、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を、また、当該世帯に18歳以下の児童がいる場合は、子供加算として児童1人当たり2万円を支給するもので、対象世帯数については、住民税非課税世帯を1,610世帯、子供加算対象児童数を120人と見込んでいます。

3段目の福祉灯油・家計応援助成金給付事業1,550万円の増は、物価高騰の影響を踏まえ、高齢者世帯等の住民税非課税世帯に対し、家計への負担軽減を目的に助成するもので、対象世帯は、今年も行っている福祉灯油助成事業と同様となります。

なお、支給額及び対象世帯数についてですが、高齢者・障がい者・ひとり親の住民税非課税世帯は、1世帯当たり2万円で700世帯、生活保護受給世帯は、1世帯当たり1万円で80世帯と見込み、福祉灯油助成事業に上乗せ助成するものです。

物価高騰対応重点支援事業は2事業合計で6,780万円の増額となります。

一般会計補正予算書に戻り、11ページをお開きください。

3款、民生費、1項、2目、老人福祉費、500万円の増は、令和6年度人事院勧告に伴い、介護サービス事業特別会計への繰出金を増額するものです。

4款、衛生費、1項、3目、環境衛生費、8万6,000円の増は、令和6年度人事院勧告に伴い、葬斎組合負担金を増額するものです。

12ページをお開きください。

7款、1項、1目、商工業振興費、500万円の増は、起業家支援事業及び地域貢献中小企業支援事業において、当初の見込みよりも申請件数等が増加し、予算に不足が見込まれるため、増額するものです。

9款、消防費、1項、1目、消防費、1,576万4,000円の増は、令和6年度人事院勧告に伴い、根室北部消防事務組合負担金を増額するものです。

13ページにお進みください。

13款、給与費、1項、1目、給与費、5,392万2,000円の増は、令和6年度人

事院勧告及び経費の精査により、職員経費及び会計年度任用職員経費の合計で増額となるものです。

続いて、17ページの補正予算給与費明細書をお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1 特別職で、下段の比較の欄で説明いたします。

はじめに、長等は、期末手当0.1月分、24万5,000円の増、寒冷地手当で3万8,000円の増、給与費の合計で28万3,000円の増、共済費で33万6,000円の増、合計で61万9,000円の増。

議員は、期末手当0.1月分、42万8,000円の増、合計で42万8,000円の増。

その他の特別職は、職員数が2人の増、報酬で9万円の増、合計で9万円の増とするものです。

比較の合計ですが、職員数で2人の増、報酬で9万円の増、期末手当で67万3,000円の増、寒冷地手当で3万8,000円の増、給与費の合計で80万1,000円の増、共済費で33万6,000円の増、全合計で113万7,000円の増となるものです。

18ページをお開きください。

2の一般職（1）総括で、こちらも比較の欄で説明いたします。

職員数は、2人の減で、上段の括弧内には、定年前再任用の短時間勤務職員とパートタイム会計年度任用職員を合計した人数を外数で記載しており、9人の増です。

給与費のうち、報酬は、2,000万円の増、給料は、340万円の減、職員手当は、2,351万3,000円の増、給与費の合計では、4,011万3,000円の増、共済費は、1,126万5,000円の増、合計で5,137万8,000円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

19ページの、ア、会計年度任用職員以外の職員、20ページの、イ、会計年度任用職員、続く21ページの（2）給料及び職員手当の増減額の明細、22ページから24ページまでの（3）給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号、一般会計補正予算第6号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 12ページの商工業振興費について質問いたします。

追加された起業化支援事業補助金の件数を教えてください。

○商工観光課長（掘込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（掘込美穂君） お答えいたします。

起業家支援の補正を見込んでいる件数についてですが、現在ですね、補助金の交付申請を進めているところでは、新規開業で3件、新分野で2件を予定しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

○2番（吉田和行君） はい。よろしいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。
これから採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第2号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設事務長（渡辺久利君） 議案第2号の内容について説明いたします。

別冊の令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,310万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

5款、繰入金、1項で500万円の増。

歳入合計で500万円の追加です。

次に、歳出です。

3款、給与費、1項で500万円の増。

歳出合計で500万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,310万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳

入から説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

5款、繰入金、1項、1目、繰入金500万円の増は、歳出予算に対する歳入予算の不足分を増額するものです。

7ページをお開きください。

次に、3の歳出です。

こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

3款、給与費、1項、1目、給与費500万円の増は、会計間の人事交流及び人事院勧告に基づく、手当の増減などを精査し、総体で増額するものです。

続いて、9ページの補正予算給与費明細書をお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、一般職、(1)総括です。

下段の比較の欄で説明します。

職員数は、会計年度任用職員の採用に伴い、1名の増。

給与費のうち、報酬は140万円の減。

給料は240万円の増。

職員手当は255万6,000円の増。

給与費合計で355万6,000円の増となります。

次に、共済費は126万4,000円の増。

合計で482万円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

10ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、11ページ、イ、会計年度任用職員、12ページ、(2)給料及び職員手当の増減額の明細及び13ページから15ページの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 3 号

○議長（西原 浩君） 日程第 13 議案第 3 号令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長（桧木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（桧木直人君） 議案第 3 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条総則、令和 6 年度町立別海病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的支出。

予算第 3 条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の 1 款、病院事業費用、1 項で 1,479 万 5,000 円を減額し、合計で 24 億 581 万 2,000 円とする。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 7 条に掲げる経費を次のとおり改める。

1 号、職員給与費、1 項で 1,479 万 5,000 円を減額し、10 億 7,628 万 6,000 円とする。

3 ページの令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画については省略させていただきます、4 ページをお開きください。

令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書です。

目の補正予定額で説明いたします。

収益的支出の支出です。

1 款、病院事業費用、1 項、1 目、給与費 1,479 万 5,000 円の減は、職員の採用、退職等の精査による減と、給与改定に伴う増によるものです。

次に、6 ページをお開きください。

令和 6 年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から 3 行目、資金増減額の見込みで、7,442 万 8,000 円の減額となり、最下段、資金期末残高が 4,908 万 6,000 円となる予定です。

7 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明いたします。

職員数は、一般職で 8 人の減。

括弧内は、定年前再任用短時間勤務職員及び 1 週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数を外数で示しており、1 人の増です。

給与費の給料で 1,000 万円の減。

報酬賃金で 1,010 万円の増。

手当４２０万円の増。

給与費計で４３０万円の増。

法定福利費で１，９０９万５，０００円の減。

合計で１，４７９万５，０００円の減となります。

以下、手当の内訳から１１ページまでの各項目に係る説明については省略させていただきます。

１２ページをお開きください。

令和６年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右側下段の部分で説明いたします。

下から３行目、当年度純損失の見込み、１億３，８１３万円となる見込みで、最下段の当年度未処理欠損金が２億９，１９２万５，０００円となる見込みです。

１３ページの令和６年度町立別海病院事業予定貸借対照表と、１４ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で議案第３号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第４号

○議長（西原 浩君） 日程第１４ 議案第４号令和６年度別海町水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第４号の内容説明をいたします。

別冊の令和６年度別海町水道事業会計補正予算書の１ページをお開きください。

令和６年度別海町水道事業会計補正予算（第３号）。

第１条、総則。

令和６年度別海町水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条、収益的支出。

予算第３条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

1 款、水道事業費用、1 項で1 0 3 万 6, 0 0 0 円を増額し、9 億 3, 4 8 9 万 3, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条、資本的支出。

予算第 4 条の資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 4 億 7, 4 5 1 万 4, 0 0 0 円は、減債積立金 2 億 1, 8 8 8 万 6, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額 5, 3 8 0 万 4, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 1 8 2 万 4, 0 0 0 円で補填するものとする。

1 款、資本的支出、1 項で、2 8 万 5, 0 0 0 円を増額し、8 億 2, 3 1 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。

第 4 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 号、職員給与費、1 3 2 万 1, 0 0 0 円を増額し、6, 8 1 7 万 7, 0 0 0 円とするものです。

続きまして 3 ページの補正予算実施計画につきましては省略させていただき、4 ページをお開きください。

令和 6 年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。

目の補正予算額で説明をさせていただきます。

収益的支出の支出です。

1 款、水道事業費用、1 項、1 目、原水及び浄水費、3 5 万 8, 0 0 0 円の増。

次の 2 目、配水及び給水費、1 9 万 5, 0 0 0 円の増。

次の 4 目、総係費 4 8 万 3, 0 0 0 円の増は、いずれも給与改定に伴う給与、手当の増によるものです。

次に、5 ページ、資本的支出の支出です。

1 款、資本的支出、1 項、1 目、事務費 2 8 万 5, 0 0 0 円の増は、こちらも給与改定に伴う給与、手当の増によるものです。

6 ページをお開きください。

令和 6 年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

6, 3 1 8 万 8, 0 0 0 円の減額となり、最下段の資金期末残高は、2 9 億 1, 1 3 8 万 4, 0 0 0 円となる予定です。

次に、7 ページ、補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明いたします。

職員数に増減はございません。

給与費、給与、6 4 万 9, 0 0 0 円の増。

手当 5 7 万 9, 0 0 0 円の増。

給与費計で 1 2 2 万 8, 0 0 0 円の増。

法定福利費 9 万 3, 0 0 0 円の増。

合計で 1 3 2 万 1, 0 0 0 円の増となります。

以下手当の内訳から9ページまでの各項目に関わる説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして10ページをお開き願います。

令和6年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億3,106万6,000円となる見込みであり、最下段の当年度末処分利益剰余金は、3億4,995万1,000円となる見込みです。

次の11ページの令和6年度別海町水道事業予定貸借対照表と12ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第5号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第5号令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第5号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、収益的支出。

予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

1款、下水道事業費用、1項で148万4,000円を増額し、5億8,151万2,000円とするものです。

第3条、資本的支出。

予算第4条の資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,305万7,000円は、過年度損益勘定留保資金3,932万円、現年度損益勘定留保資金6,634万円、現年度利益剰余金4,739万7,000円で補填するものとする。

1款、資本的支出、1項で35万1,000円を増額し、3億1,998万円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費183万5,000円を増額し、2,586万8,000円とするものです。

3ページの補正予算、実施計画については省略をさせていただき、4ページをお開きください。

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算実施計画説明書です。

目の補正予定額で説明をさせていただきます。

収益的支出の支出です。

1款、下水道事業費用、1項、4目、総係費148万4,000円の増は、給与改定に伴う給与、手当の増によるものです。

続きまして資本的支出の支出です。

1款、資本的支出、1項、1目、事務費35万1,000円の増は、こちらも給与改定に伴う給与、手当の増によるものです。

続きまして5ページにお進みください。

令和6年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

2,113万5,000円の増額となり、最下段の資金期末残高は2億480万6,000円となる予定です。

次に6ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明いたします。

職員数に変更はございません。

給与費、給料、106万7,000円の増。

手当66万7,000円の増。

給与費計で173万4,000円の増。

法定福利費、10万1,000円の増。

合計で183万5,000円の増となります。

以下、手当の内訳から8ページまでの各項目に関わる説明については省略をさせていただきます。

続いて、9ページをお開き願います。

令和6年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

8,979万3,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処分剰余金は、2,144万8,000円となる見込みです。

10ページ、令和6年度別海町下水道等事業予定貸借対照表と、11ページから12ページの注記表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第1号

○議長（西原 浩君） 日程第16 報告第1号専決処分の報告について（役場庁舎南西面外壁改修工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 報告第1号の内容説明をいたします。

議案の56ページをお開きください。

報告第1号、専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された、工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月25日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年6月27日議案第47号により議決を経て締結した、役場庁舎南西面外壁改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「70,950,000円（内消費税及び地方消費税額6,450,000

円)」を「72,721,000円（内消費税及び地方消費税額6,611,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初、概数としていた外壁補修の数量や現場発生材の運搬及び処分数量等が確定したこと。

また、本件は、一定の休日の確保が確実となった場合に経費の補正を行う週休2日設定工事としており、一定の休日の確保が確実となったことから、1,771,000円の増額となったものです。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

◎日程第17 議員定数等調査特別委員会付議事件調査中間報告について

○議長（西原 浩君） 日程第17 議員定数等調査特別委員会付議事件調査中間報告についてを議題といたします。

議員定数等調査特別委員会から、付議事件について、中間報告したい旨の申出がありましたので、お受けしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。

内容について報告を求めます。

議員定数等調査特別委員長。

○12番（松原政勝君） 議員定数等調査特別委員会調査中間報告。

それでは、ただいまより議員定数等調査特別委員会調査中間報告について、お手元に配付の「議員定数等調査特別委員会調査中間報告書」に基づき報告いたします。

議会では、令和6年第1回定例会において、さらなる議会機能の充実・強化を図り、多様化する町民の負託に応えるため、議会活性化に取り組む課題として、幅広い観点からの調査を行うことを目的に、議員定数等調査特別委員会を設置しました。

これまで、11回の委員会を開催し、当議会の実態調査、先駆的に議会活性化に取り組んでいる町村議会の視察調査、議員間討議による委員外議員からの意見聴取などを行っております。

今般、付託された調査事件について、一定程度の調査が終了し、これまでの調査結果について、別海町議会会議規則第47条第2項の規定により中間報告をいたします。

付議事件の1つ目である、本町における適正な議員定数に関する事項についてですが、当議会は委員会主義であることから、その観点に基づき、最も効率的に調査や議論ができる委員会構成等を検討した後、そこから全体の定数を導き出す流れが望ましいものとし、常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項の調査・研究を優先して行うこととし、その結果に基づいて進めることといたしました。

本事項については、引き続き調査してまいります。

次に、付議事件の2つ目である、本町における議員の報酬に関わる事項についてですが、全国町村議会議長会では、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて議員報酬を考える活動内容を踏まえた、原価方式を議員報酬の算定方法として全国展開しており、議員報酬の検討に当たっては、類似団体や近隣町村との比較のみにとらわれることなく、活動内容を踏まえた原価方式により算定された議員報酬額

等、議会が導き出した結論について十分尊重することと示されていることから、当議会においても同手法による報酬額の算定を視野に、議員個々の活動実績について、令和6年7月から12か月間の調査を開始しております。

本事項については、引き続き調査してまいります。

次に、付議事件の3つ目である、常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項についてですが、常任委員会の構成については、これまでの調査により、十分な調査を行うために必要な人数として、7名程度が望ましいとの考え方をまとめ、1案となる広報・広聴常任委員会を含めた4常任委員会を維持したまま、全議員が二つの常任委員会に重複所属することで1委員会7名程度を確保する案と、2案となる広報・広聴常任委員会を除く3常任委員会を2常任委員会に統合して、いずれかに所属することで1委員会7名程度を確保し、広報・広聴常任委員会に所属する議員のみ重複所属する案を比較検討してきたところですが、1案、2案のいずれを選択するかについては、広報・広聴常任委員会の構成が大きく影響することから、並行して、広報・広聴常任委員会の在り方についても議論し、調査を進めてまいりました。

令和6年10月16日から17日にかけて行った先進地視察では、広報・広聴活動の在り方に重点を置いて調査を実施したところであり、本視察の内容を踏まえて、改めて広報・広聴常任委員会の構成を協議したところ、町民の声を聞き、行政に投げかけ、結果を町民に還元するといった広報・広聴活動は、議員としての責務そのものであることから、また、町民の声を聞くためには、まず、議会に関心を持ってもらわなければならないことから、特に議会への関心を高めるための広報・広聴活動は今後積極的に行っていく必要があるため、広報・広聴常任委員会には議長を除く全議員が所属してその業務に当たることとし、また、業務遂行の効率化等を図る観点から、広報小委員会及び広聴小委員会を設けて役割を分担して活動することが望ましいとの考えが当特別委員会内で多数を占めたところです。

このことを踏まえ、1案を基に再考した場合、三つの常任委員会を兼務する議員が出てくることから、特定の議員数名に大きく負荷がかかるといった不均衡が生じること、また、これまで調査してきた内容を鑑みると、2案と比較し、重複議員が多く、日程調整等が困難で、活動機会の確保が難しいと判断されることから、当議会における常任委員会の構成については、2案を基とし、広報・広聴常任委員会を除く3常任委員会を2常任委員会に統合して、全議員がいずれかに所属することで1委員会7名程度を確保することとし、また、広報・広聴常任委員会には議長を除く全議員が所属し、かつ、広報小委員会及び広聴小委員会を設置することが望ましいとの考えでまとまったところです。

また、関連があることから、その他議会活性化に資する事項のうち、議会運営委員会の編成論議についても同時に調査・研究を進めてきたところであり、対議会内において重要な役割を持つ議会運営委員会として、広く意見を求め、多角的な視点から議会運営に係る事項を決定していくため、議会運営委員には、現在の委員長、副議長及び3常任委員長以外の議員も加える必要があるとの結論に至りました。

当特別委員会としては、これらの調査結果を踏まえ、対行政の役割を持つ現3常任委員会、対町民の役割を持つ広報・広聴常任委員会、対議会内の役割を持つ議会運営委員会としてそれぞれを位置づけ、全ての委員会は並列であり、どれも欠かすことのできない役割を担っているということを念頭に、常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項及びその他議会活性化に資する事項のうち、議会運営委員会の編成論議についてに関す

る調査結果として、最も効率的に調査や議論ができる委員会構成を別紙のとおりまとめ、採決を行った結果、全会一致で同内容のとおり決定したところです。

なお、最も効率的に調査や議論を行うための新たな委員会構成が、令和7年3月開催の第1回定例会における常任委員会委員等の改選前に決定したことから、次の改選時から新たな委員会構成を適用することが望ましいものとして、全会一致しております。

このことから、本事項については、令和7年第1回定例会において、関係条例等の改正案が上程及び議決された時点をもって調査を終了することといたします。

最後に、付議事件の4つ目である、その他議会活性化に資する事項についてですが、政務活動費について、議員のなり手不足に関する調査について、議会運営委員会の編成論議についての3点を重点事項として調査することといたしました。

1点目、政務活動費については本町における議員の報酬に関わる事項と併せて、引き続き調査してまいります。

2点目、議員のなり手不足に関する調査については広報・広聴活動の在り方と併せて調査を行ってきたところですが、今後は報酬との関連も踏まえて引き続き調査してまいります。

3点目、議会運営委員会の編成論議については、常任委員会の委員会数や名称、所管事項等に関わる事項を併せて調査を行っており、同事項と同様に、令和7年第1回定例会において関係条例等の改正案が上程及び議決された時点をもって調査を終了することといたします。

以上をもって、付託されました調査事件の中間報告といたします。

○議長（西原 浩君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時55分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 本臨時会に提案させていただきました11議案、そして1承認事項につきまして、全て承認、議決いただきまして、誠にありがとうございます。

私どもも、諸物価の高騰は非常に進んでいる状況ですので、できるだけこの対応を早く、実施していきたいということで、臨時会を開催させていただきました。

議決いただきましたので、早急に行政的にしっかり執行していきたいと考えております。

また、報告でございますけれども、今現在、別海町出身のスピードスケートの選手、新

濱選手、森重選手、そして野々村太陽選手、森野太陽選手、4人の選手がワールドカップに出ております。

オリンピックは、来年の2月になると思いますけれども、できれば、前回のよう、別海町出身のオリンピック選手が出てくれればなど、そんなふうにも今期待をしておりますし、私ども別海町のスポーツ選手の後援会、ここを通じて、活躍している選手方をしっかり励まし、そして我々も応援していきたいと、そんなふうにも考えておりますので、皆様方の御理解をよろしくお願い申し上げます。

また令和7年度の予算でございますけれども、今現在編成中でして、もう間もなく、ほぼ原案が、確定する予定でおります。

2月の末には報道発表する予定でおりますので、その前に、議員の皆様方から、個々のそれぞれの施策提案があれば、今ならまだ予算に、新年度予算に組み込むことも可能ですので、できるだけ早期の今月中ぐらいまでに、新たな施策がありましたら、申出いただければ、我々もしっかり検討していきたいと、そう考えております。

おかげさまで、ふるさと納税も予定以上に入っておりますので、原資をしっかり持って、またこれを無駄に使うのではなくて、将来に向けた投資のために、しっかり、今こそできる時期だと思っておりますし、まちづくりの方々も、暮れから正月にかけて、いろんな町民発想の活動があちらこちらで行われておりまして、暮れには、光進の奥のほうで花火大会がありましたけれども、ここにも本当にたくさんの人たちが来てまして、また気球の関係でも、子供たちが大変喜んで、うちの町内だけではなくて、ほかの町からもわざわざ試乗に来ているというようなことはありますので、こういった町民主体となる、自らの町おこしの活動には、役場としてもしっかりこれからも支援していきたいと考えておりますので、こういう傾向が出てきていることにはすごく私も、ふるさとづくりのためには、いい傾向にあるなと思っておりますので、行政としてもしっかり支援をしていきたいと、そんなふうにも考えております。

議員の皆様方も御理解よろしくお願い申し上げます。

それでは、臨時会閉会に当たりまして御礼申し上げます。

誠にありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で全て終わります。

皆様大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員